

◎不正な行為を行った下記業者について、1ヵ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社奥村組  
業者の住所：大阪府大阪市阿倍野区松崎町2-2-2
2. 指名停止措置期間：令和6年12月5日～令和7年1月4日  
(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要  
株式会社奥村組が履行した九州地方整備局発注の「北九州航空基地（R4）建築その他工事」において、建物本体鉄骨柱の基礎コンクリートに埋込施工されたアンカーボルトの位置に、限界許容差（ $-5\text{mm} \leq e \leq +5\text{mm}$ ）を超える施工誤差が生じた。その結果、修正設計及び残工事での対応が必要となり、契約工期末である令和6年3月27日までに工事を完成させることが出来なかったものである。これにより、本工事で整備され、第七管区海上保安本部北九州航空基地、海上保安学校宮城分校北九州航空研修センターが管理・使用する建物の供用開始に遅れが生じたほか、別途契約の関連工事・業務も工期延期することとなった。なお、本工事は令和6年9月27日に完成している。
5. 指名停止措置理由  
当該業者たる株式会社奥村組が九州地方整備局発注の工事で粗雑工事を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」と総称する。）の別表第1第2号（下記参照）に該当する。従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

<措置要領別表第1>

措置要件	期間
（過失による粗雑工事） 2 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「地方整備局発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）  
 代表：092-471-6331

総務部契約課長 角 英幸 （内線 2511）  
 （契約課直通：TEL 092-476-3509）

企画部技術管理課長 江口 秀典 （内線 3311）  
 （技術管理課直通：TEL 092-476-3546）

営繕部計画課長 小川 良典 （内線 5151）  
 （計画課直通：TEL 092-476-3535）

港湾空港関係  
 総務部契約管理官 久永 陽一 （内線 290）  
 （経理調達課直通：TEL 092-418-3345）